

はじめに

はじめに

本稿は、現代のフェミニズム理論に定位しながら、政治思想・理論を貫通する強固な論理である公私二元論を批判的に考察し、フェミニズム理論に潜在する新しい共同性へと向かう理論的可能性を明らかにすることを目的としている。

現代のフェミニズム理論は、その射程を拡大し、また社会を階層的に構造化するもっとも決定的な変数とジェンダーを規定しながらも、セクシュアリティや人種、階級といったその他の階層の変数との交錯にも敏感な議論を展開してきた。しかし他方でそのことは、八〇年代以降顕在化するように、フェミニズムにおけるアイデンティティの危機とさえ呼びうるような、フェミニズム理論内における深刻な分裂をもたらしもした。ポスト構造主義の影響を受けつつ現代のフェミニストたちは、「自然」や「本質」の名の下に生物学的に女性と認識される存在を規律し拘束してきた社会構造を批判しつつも、なお、ではその規範的な拘束から自由になった者たちがどのような社会を構想していくのかを考えるさい、やはりどこかで、女性たちが共通して経験してきたなものに根拠づける必要があるのではないかと、といった疑問が拭い切れないうる。

本稿では、八〇年代以降のフェミニズム理論内におけるさまざまな論争にリベラリズムとの対決といった一本の筋を通してみることで、フェミニストたちが対峙し、果敢に挑戦しようとしてきた理論的課題を、政治的主体をめぐる課題として捉え返してみたい。なぜならば、政治的主体をいかに捉えるのか、その政治的な効果や課題はなになのか、といった問題に答えることは、政治思想・理論を貫通する公私二元論をわたしたちがいかに脱構築しうるのか、といった問題に対する解答をも与えてくれると考えられるからである。

政治的主体と公私二元論との密接な関係については、政治的主体は公的領域において活動しうる者だと規定されていることから、自明であるように思われるが、本稿全体では、むしろつぎの二点について、その切り離しがたい関係を問題としたい。

第一に、公的領域において活動しうる存在である政治的主体が、いかに政治的に構築されてきたのか、そのさいどのような存在と活動力が排除されてきたのか、という問題である。政治的主体が厳格に定義づけられないとしても、そもそも仮想されたその瞬間に、語られないものとして、ある存在や活動力が排除されるといった、あらゆる規範理論が免れない構造上の課題は、政治思想史にその端緒から抱え込まれていた問題である。たとえば、つぎのような周知のソクラテスの言葉をみれば、政治的主体と排除の問題がいかに深刻で、排除される存在や活動力は、政治思想史そのものを成立せしめている構成的外部であるといっても過言ではないことが分かるだろう。

わたしたちにとって正義とはなにかを論じるソクラテスは、国家全体における正義を論じるさい、国家が誕生する理由について、わたしたち一人ひとりには多くのものに不足しており、とくに衣食住については自分以外の仲間の助けが必要になるためだと説明し、つぎのように続けるのである。

はじめに

どのようにすれば国家は、それだけのものを供給するに足るだけのものとなるだろうか。農夫が一人、大工が一人、それに織物工が一人いることになるのではないかね？それとも何なら、さらに靴作りその他、身の周りの必要品のために仕える者を誰か、そこへ付け加えることにしようか？ [...]

そうすると、最も必要なものだけの国家の成員は、四、五人ということになるだろう[プラトン 1979: 132-133]。

政治思想史が、わたしたちすべての生にとって重要で、あらゆる存在に関わるという意味で、公的な事象 *Res Publica* をいかに考えるかを論じてきた歴史とすれば、政治の端緒として、集合的生活がいかに始まるかを論じたソクラテスの議論は、現実的でないばかりか、理想としても、あまりにいびつで奇妙な世界である。なぜなら、国家を構成する人はみな、モノを生産する人ばかりであり、当時は奴隷と同じ身分として扱われていた女性も、そして女性たちが産み育てていた子どもも、生産者であることを既に辞めた高齢者も、生産者であることが適わない障害者も、どこにも存在していないからである。

わたしたちが多くのごとに不足し、他者の援助や労力を必要とする存在だと理解されながら、なぜ、じっさいに多くを他者に依存しないと生きていけない存在だけでなく、その者たちの必要を満たすための活動をしている者たちまでもが、いっさい排除されてしまうのだろうか。政治思想・理論に根強く残存し続けるこの「依存」をめぐる忌避を明らかにすることが、政治的主体の来歴を問い返しながらかつ二元論を批判するために、本稿でなされる作業である。

第二に、政治的主体として認められない、公的領域から排除された者たちは、では、私的領域においては活動的な者として論じられてきたのだろうか、という問題である。私的領域は、女・こども の世界として、あるいは、親密な関係性を育みながら自らの存続にとって不可欠な精神的・物理的資源を得る領域であると論じられてきた。しかし、公的領域において、ソクラテスが論じるように、その能力において非常に限定的な主体が想定されているかぎり、私的領域の存在意義は、少なくとも政治思想史的にみれば、政治的主体を産出する場として規定されざるを得ない。また現在においても、制度的・法的に保護されている私的領域としての「家族」というユニット内には、政治的主体として認められた者がその構成員として一人でも存在しなければ、原則として家族というユニットは存立しない。したがって、政治的主体として認められない者たちだけの私的領域には、家族に特権的に与えられているプライバシーの権利が認められず、公的な介入を公的支援という名の下であれ受けざるを得ない。

すなわち、公的領域から排除された存在や活動力が、そのまま私的領域へと移行しているのではなくて、私的領域もまた、政治的主体の想定から切り離して構想されることがな

はじめに

いのだ。

この第二の問題は、家父長制度が法制度上も明確であった近代以前においては、より明示的に論じられていた問題である。なぜならば、国家主権を体現する君主は、国民の父であると同様に、家族というユニットにおいて家長は、家政を司る至高の存在、排他的な権力を許された存在として、政治思想史上ではパラレルに論じられてきたからである。しかしながら、皮肉にも、とりわけ制度上の家父長制度が否定され、原理上あらゆる存在が公的領域に参加できることになった現在では、公的領域における政治的主体と私的領域が互いに連関しながら構想されているのかについて、むしろ不可視化されてしまっている。

近代におけるフェミニズム理論と運動は、公的領域における女性の排除、そして私的領域における女性の服従の経験から出発した。前者は女性参政権運動だけでなく、公的・社会的イシューに女性の生が直接関わる問題をも包摂させようとする試みへと結実し、遅々とした歩みであっても、その果実を現代に生きるわたしたちは手にするに至っている。そして、公的領域への女性の参加の幅が広がったことは、私的領域における女性の服従に対する徹底した批判へとつながっている。そうしたフェミニズム理論と運動の成果については、わたしたちは今以上に、人間社会の歩みの中で明らかにし、かつ精緻に分節化していく必要がある。

しかしながら、公的領域における政治的決定が、公的領域からは排除されてきた者たちの生をも左右するという意味での政治の優位は、公的領域から排除されてきた存在に対して、政治的主体への欲望を掻き立てずにはいられない。自分たちも公的存在として承認せよ、排除されてきた者であっても排除してきた者と同等の能力と権利が潜在しているのだ、という主張において表出される主体への欲望は、差別抑圧されてきた者たちの苦悩の歴史を振り返るとき、それ自体として決して否定されるべきものではない。しかしながら、主体としての承認されるさい、主体となることが必然的に引き起こしてしまう、ある存在や活動力の排除に対する徹底した批判と、主体になるとはなにを意味するのか、といった問い直しによって、既存の主体の在り方そのものを変化させないかぎり、差別抑圧の歴史が繰り返されることについてもまた、強調されなければならないだろう。

もし、第一の問題として先述したように、政治的主体を中心に構想されている公的・私的領域に、「依存」に対する侮蔑や否認がつきまとっているならば、依存的存在 依存しなければ生きていけない、という意味と、依存する存在に対してケアを与える存在であるという両方の意味において であるからという理由で、政治的な存在価値を貶められ、政治的主体としてみなされてこなかった女性たちが、自分たちも政治的主体として承認せよ、と訴えることは、社会的人間として存続するためには不可避である依存をめぐる活動にどのような影響を与えるのだろうか。女性もまた政治的主体として認めよ、という主張することが、フェミニズムが社会を構想するさいの第一歩となるべきなのだろうか。

以上が、本稿全体を貫く、政治的主体の批判を通じて公私二元論を脱構築する、という問題関心である。この問題関心に基づき、本稿は三部から構成されている。

はじめに

第 I 部「忘却の政治/ 依存の抑圧」においては、リベラリズムに焦点をあてながら公的領域と私的領域双方における「依存」否認の論理を批判的に検討する。私的領域において、他者からの干渉を排除しながら自らの善を構想する、といったリベラルな自由論が、諸個人が抱く多様な善を実現する場としての公的領域における責任論を支えているがゆえに、多元的な善の存在を許容し異なる多数の他者が集うと考えられてきた公的領域は、じつは非常に狭い権利＝義務関係のなかで市民たちを統制していることが明らかにされるであろう。他者の介入を受けず自らにとっての幸福を構想する、わたしたちが心身共に安心しうるとされる自由の領域は、フェミニズムにとっても重要な領域である。ではどこで、フェミニズムとリベラリズムが袂を分かつか、また、リベラリズムが社会を構想する前提として想定せざるを得ない主体に対して、いかなる批判をフェミニズム理論がなしてきたのか。この問いに答えることで、本稿におけるフェミニズム理解を明確にする。

第 II 部「家族から、社会の構想にむけて」で試みられるのは、第 I 部において展開された、依存に象徴される他性を抑圧・排除する「主体」の来歴を思想史的に考察するために、親密な関係にこそ相応しい徳だと考えられてきたケアの倫理が再考される。フェミニズム理論内部でも歴史的な女性に対する抑圧を再強化することにつながるとして、多くの批判を浴びたケアの倫理はしかし、リベラリズムが構想する公私二元論から距離をとり、ケアの倫理が抽出された実践——依存をめぐる活動力や依存関係において育まれる心性・態度を注視してみるならば、むしろ他性に関われた倫理として再構成されうる。母親業、母性、家族といった、フェミニスト的視点からはリスクな概念を多用するが、こうした概念に孕まれた危険性は、他性に関われた社会を構想しうる潜在力を封殺してきたリベラルな主体や公私二元論によって領有されてしまった「母」を解放することによって、全く異なる可能性へと転換できるのだと、主張される。

第 III 部「フェミニズムと脱主権国家論」では、家族を主体の支配から解放し、政治的主体の権力性を明らかにすることを経て、家族の在り方を強制してきた主権国家に対する根本的な批判へと向かう。リベラルな社会契約論的な社会の構想においては、つねにすでに前提とされてきた政治的主体は、じつは圧倒的な暴力装置を独占する主権国家が必要とする主体に他ならないことが詳らかにされることで、暴力装置を独占する主権国家が存在しなければ平和はもたらされない、という思い込みもまた、主権国家の存在を維持せんとする強い政治的な構築物であることが明らかにされるであろう。脆弱で不安定な存在、ケアされることを必要とする存在を中心に社会が形成されていく、といったケアの倫理から学んだ社会の構成原理から、現在なお強固に信用されている主権国家中心のグローバルな安全保障とは異なる、新しい共同性のあり方が模索される。

第 I 部から第 III 部を通じて、ケアの倫理に学んだフェミニスト理論は、いかに社会を構想しうるのか、という課題に迫っていきたい。